五　公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則の一部を改正する規則　二六　194　一一
　○国家公安委員会
九　国家公安委員会行政文書管理規則及び国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則　一〇　特24　三
一〇　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則　一三　184　二五
一一　警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則　一六　186　六四
　○個人情報保護委員会
四　個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則　一三　184　二四
五　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則　一三　184　二六
　○中央労働委員会
一　労働委員会規則の一部を改正する規則　一三　184　二六
　○原子力規制委員会
五　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則　五　177　一

告示

　○内閣官房、内閣府、復興庁
一　内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和二年一月一日現在の行政機関の組織を告示する件　一七　187　六
　○内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省
二一　事業主行動計画策定指針の一部を改正する件　二七　195　一三
　○内閣府
三七九　災害救助法第二条の二第一項の規定に基づき救助実施市を指定する件　二　三
三八〇　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　一〇　四
三八一　関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定に基づき、関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等を定める件の一部を改正する件　一三　184　二七〇
三八二　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示　一六　186　六五
三八三　アイヌ施策推進地域計画を認定した件　一八　四
三八四―三八七　アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件　一八　四
　○内閣府、総務省
二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件　二六　194　一三
　○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、財務省、経済産業省
三　生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する件　二七　195　一五〇
　○内閣府、財務省
五　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　二〇　四
　○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
一　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の規定に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者を認定した件　二〇　四
二　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の規定に基づき、認定医療情報等取扱受託事業者を認定した件　二〇　五
　○宮内庁
一八　令和二年新年祝賀の儀を行われる件　二　三
一九　皇居において新年一般参賀を行う件　一一　一
　○公正取引委員会
二　電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示　一三　184　二七五
　○公正取引委員会、消費者庁
一三　家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三　175　一
一四　二輪自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一〇　180　一
　○国家公安委員会
四六　道路交通法施行規則の規定に基づき、道路交通の管理に関する技術開発に寄与することを目的とする公益法人を指定する等の件　二　三
四七　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一三　五
四八　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件　一三　六
四九　関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定に基づき、複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等を定める件及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令第六条第一項及び第七条の規定